

農産物規格・検査に関する懇談会における中間論点整理

平成 31 年 3 月 29 日
農産物規格・検査に関する懇談会

1 総論

農産物規格・検査については、流通ルートや消費者ニーズに即した合理的なものに見直しを図っていく必要がある。

本懇談会では、調製・流通段階での機器の現状や現行制度の運用状況、米流通の現状を踏まえ議論を重ねた結果、農産物規格・検査について、現行制度の基本は堅持しつつも以下の方向で見直しを進める必要があると考える。

さらに、今後とも、検査技術の進展や調製・流通段階での機器の高度化、取引形態の変化など農産物流通全体の状況や現場からの声を踏まえながら、農産物規格・検査について流通ルートや消費者ニーズに即した不断の点検を行い、随時、見直しを検討していく必要がある。

2 各論

事 項	主な論点等	中間論点整理
1. 現行の農産物規格・検査に関する論点		
(1) 穀粒判別器	○ 生産サイドの約 4 割、実需・流通サイドの約 6～7 割、登録検査機関の約 4 割、行政機関の約 6 割が「穀粒判別器等の測定機器の導入を進めるべき」との意見。 ○ 農産物検査業務の効率化を図るため、検査手法の改善と検査機器の適切な運用を検討すべき。 ○ 現場からは穀粒判別器の導入を求める声が多いので、測定精度の統一や効率化の観点も踏まえて検討すべき。 ○ 機器の精度を担保するため、国が何らかの指針を示すなどの対応が必要。 ○ 抽出した複数の試料を一つにして検査できるようにするなど、真に合理化に結び付く手法の検討が必要。	農産物検査に新型の穀粒判別器を活用していくことは、検査の合理化の観点から一定の意義はある。 しかしながら、測定精度や効率的な検査方法等を検証した上で判断する必要があることから、専門家で構成される検討会においてより技術的な検討を行い、結論を得る必要。

事 項	主な論点等	中間論点整理
(2) 規格項目の追加及び削減	○ 米穀卸売事業者・精米工場や食品製造事業者（炊飯業者）が重視する規格項目として、「胴割粒」などが挙げられている。 ○ 胴割粒などの項目の追加を、検査コストを考慮しつつ検討してもよいのではないか。穀粒判別器の測定結果を参考値として出すなどの活用方法を検討してみてはどうか。 ○ 胴割れの程度によってクレームの有無が異なるため、規格化する場合はどう線引きするか検証が必要。現場では胴割粒が許容できるレベルのものを細かく確認しており、規格化するととなるとたいへんなコストになる。	胴割粒などの新たな規格の追加や削減の可否について、専門家で構成される検討会においてより技術的な検討を行い、結論を得る必要。 ただし、新たな規格の追加が検査現場でのコストの増加につながらないように留意する必要。
(3) 着色粒の基準	○ 生産者及び集荷業者・大型乾燥調製施設の約5割が「(着色粒の基準は)現状のままでよい」との意見である一方、生産者の約3割、集荷業者・大型乾燥調製施設の約4割が「緩和するべき」との意見。 ○ 地方自治体からも、着色粒の規格の廃止や見直しを求める意見がある。 ○ 基準を緩和すると農家は農薬を使用しなくなり、混入割合が大きくなる。 ○ 消費者の求める水準、色彩選別機的能力や除去に要するコスト、手間、時間等を踏まえ検討すべき。 ○ 現行規格より厳格に運用しているが、それでも消費者からクレームが来る。色彩選別機による除去はそれなりの手間がかかるが、全ての着色粒が除去できるわけではないので、現実的には緩和は困難が伴うのではないか。 ○ 消費者の中にはネオニコチノイド系農薬に関心を持つ者がいる。着色粒の基準をクリアするなどのために生産者はカメムシ等の防除にこれを使用しているが、ネオニコチノイド系農薬の使用はEUでも規制された。着色粒の基準の緩和や農薬使用量・散布回数の低減を検討すべき。	また、着色粒の基準については、消費者が求める水準や色彩選別機での除去は相当なコストを伴うことなどを考慮すれば、基準の緩和は難しいのではないか。 一方、着色粒の基準の緩和を求める現場及び消費者からの声があることにも留意する必要。

事 項	主な論点等	中間論点整理
(4) 検査業務に係る 制度の見直し	○ 登録検査機関の約5割が「事務（報告）の簡素化」を望むとの意見。 ○ 事務の効率化を図るため、検査業務に係る様式の整理等の改善を行うべき。 ○ 検査結果の報告期日の延長や、報告事項の削減など、事務の効率化が図られるよう見直すべき。	登録検査機関などの事務負担の軽減を図るため、国への農産物検査結果の報告内容の削減や報告期日の延長、検査請求様式の簡素化等の現行制度の見直しをしっかりと行い、事務の効率化を図る必要。 また、生産者の庭先等での出張検査などを柔軟に実施できるよう、現行のルールを見直し、弾力的な運用を可能とする必要。
(5) 農産物検査員の 検査精度の向上	○ 登録検査機関がクレームを受けた主な理由として、「検査の等級と品質が一致しない」等が挙げられている。 ○ 問題のある検査があることは確か。検査員のレベルアップや各県での横の目合せが必要ではないか。 ○ 研修の対象者の拡大や検査員の更新、異品種混入を産地でも防ぐ対策等も検討して欲しい。 ○ 等級格付けの不備といった技術的なミスを防ぐためには、日々の技術向上が必要であり、検査員を抱える登録検査機関にその役割がある。	農産物検査員の質の向上・均質化を図るため、例えば検査員を対象として国が行っている研修の内容充実など、登録検査機関による適正な検査の実施を確保するための方策について、検討する必要。 また、登録検査機関においても、農産物検査員の資質向上に努める責務を有していることを認識する必要。

事 項	主な論点等	中間論点整理
2. 米流通の現状を踏まえた各種制度に関する論点 (1) 交付金の交付要件等	○ 実需者からは農産物規格の必ずしも全ての項目が必要とされていないにもかかわらず、国の交付金の交付のためだけに検査の手数料を負担して受けざるを得ない。 ○ 米を実需者などに直接販売する農家が増えてきているので、交付金の要件を見直してもいいのではないか。交付金の数量カウントも農政局への報告をもって行うなどとしてもよいのではないか。 ○ 農産物検査とは別の手法で品質や数量を確認する場合は、農産物検査と比べて手間がかかることにならないか留意するとともに、米流通の大宗に影響することがないように、慎重に検討して欲しい。	ナラシなど国の交付金をはじめとする制度の運用においては、直接取引などにおいて買い手から農産物検査による証明を求められない場合にまで現行の検査が必要か否か、米流通に悪影響が生じないことを前提としつつ検討する必要。

事 項	主な論点等	中間論点整理
(2) 袋詰め玄米及び 精米の表示要件	○ 米トレサ法で確認が取れるものや栽培管理上確約が得られるものだけは、検査による証明がなくても3点セット（産地・品種・産年）の表示を認めるとしてもよいのではないか。 ○ 農産物検査は取引に使われることが主目的であり、等級は精米の表示には反映されない。現行の表示ルールの中で、袋詰め精米の表示だけがここまで厳しくてもいいのか、任意で表示できるようにした場合の担保をどうするのか、などについて、議論する必要。 ○ 直接販売の際に現行制度の要件を見直すこと自体は否定するわけではない。ただし、未検査米の3点セットを認めた場合、消費者は検査済みかきちんと認識できるのか。できないのであれば、米全体の表示や品質への疑問が生じてしまうのではないか。 ○ 仮に未検査米でも3点セット表示を可能とした場合、取引先ごとに独自の規格を求められるようになり、生産・検査の現場に大きなコストが発生することが懸念。このため、流通の大宗に影響することがないよう慎重に検討願いたい。 ○ 未検査米に3点セットを表示する場合には、米トレサ法の活用などが考えられるが、これを品種及び産年の表示の根拠とするためには法改正が必要で、かえって規制強化や現場でのコスト増になりかねない。ただ、今後の課題として、農産物検査に頼らない表示について検討する価値はあるのでは。	産地・品種・産年に係る表示要件については、定着している現行のルールを維持していくことが基本と考えられる。ただし、農家による直接販売など取引の形態によっては農産物検査による証明がなくても一部の表示は可能とすべきとの現場からの要望を踏まえると、今後その当否につき表示を所管する省庁とも議論しておく必要。 議論に際しては、本懇談会で示された多様な意見に十分留意することが必要。